

くしろ家畜衛生



第103号（令和2年12月号）
北海道釧路家畜保健衛所



高病原性鳥インフルエンザに警戒を！

侵入防止対策は万全ですか？

国内で高病原性鳥インフルエンザが継続発生しています

令和2年(2020年)11月、国内では2年ぶりの高病原性鳥インフルエンザが香川県で確認されました。その後、発生は13県32事例にのぼっています(12月24日現在)。環境中でのウイルス量の増大により各地での本病発生が起きていると考えられ、**道内においても侵入リスクが非常に高い状態**です。

本病の発生防止のため、引き続き、次のことにご注意ください。

1 家きん舎の点検

防鳥ネットや鶏舎の破損状況を点検し、修繕等を行ってください

2 異常家きんの早期発見、早期通報

平常時の2倍以上の死亡鶏の発生等、異常に気づいたら速やかに家畜保健衛生所にお知らせください

3 死亡・衰弱野鳥への接触は控える



漁網やネット等を活用した
侵入防止対策



消石灰散布や消毒槽設置
による消毒の徹底



寒冷対策を兼ね、シートを
張った侵入防止対策

飼養衛生管理基準が改定されました

家畜の伝染病を予防するためには、家畜の所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要です。**飼養衛生管理基準**は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として所有者が守るべき基準です。新しい飼養衛生管理基準は、豚等は7月1日、その他の畜種は10月1日に施行されています。

【飼養衛生管理基準の構成】

- I 家畜防疫に関する基本事項
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- III 衛生管理区域内の病原体による汚染拡大防止
- IV 衛生管理区域からの病原体の拡散防止

それぞれの事項について
防除対象と感染源の種類
(人、物品、野生動物、飼養環境、
家畜)ごとに項目を分類

【新設・改正された主な項目】※畜種ごとに異なる項目があります

- ・家畜の所有者の責務を明確化
- ・飼養衛生管理に係るマニュアルの作成、従業員等への周知徹底
- ・すべての農場で管理獣医師を選定
- ・衛生管理区域の考え方
- ・衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止
- ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
- ・衛生管理区域内での愛玩動物の飼養禁止
- ・衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
- ・畜舎ごとの靴の履き替えまたは消毒
- ・野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクに対する準備
- ・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検、修繕
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・放牧制限の準備



定期報告の提出について

飼養衛生管理基準等の改正に伴い、定期報告の様式も変更になります。

・定期報告書（毎年報告）

飼養衛生管理者の報告が追加

期日までに報告をお願いします！

・定期報告書の添付書類（※変更があった場合提出）

衛生管理区域、消毒設備の設置箇所等を明記した平面図
埋却地の情報、衛生管理マニュアル...等

・自己点検表（毎年報告）



各畜種の飼養衛生管理基準は農林水産省HPで確認してください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

または



牛サルモネラ症が流行中！

釧路管内では牛のサルモネラ症（サルモネラ・ティフィムリウム）が続発しています。今年のサルモネラは多種の抗生剤に耐性で、終息まで長期間を要しています。サルモネラ感染は、感染しても発症しなかったり、見かけ上回復しても“保菌牛”となり、排菌し続けることで新たな感染源となる可能性があります。

R2年度 発生状況

発生月	発生戸数	発生頭数
8月	3戸	16頭
9月	2戸	38頭
10月	1戸	2頭
11月	1戸	1頭
12月	1戸	1頭
合計	8戸	58頭

（令和2年12月25日現在）

どこから感染？

- ・発症または保菌母牛から子牛への感染
- ・発症または保菌牛の糞便を介し、餌槽や飼育器具が汚染され同居牛へ感染
- ・ネズミやカラスなどの保菌動物との接触や、汚染された飼料からの感染

予防法は？

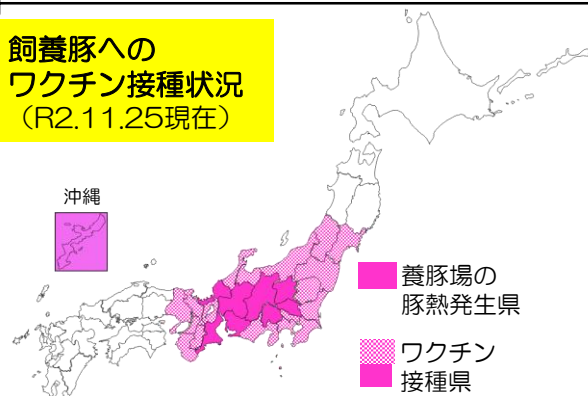
農場内に持ち込まない、広げない！

- ・農場出入り口の石灰帯や牛舎毎の踏み込み消毒槽設置
- ・媒介動物の駆除や侵入防止対策
- ・牛舎の定期的消毒、餌槽やウォーターカップは清潔に
- ・サルモネラは乾燥と紫外線に弱い！パドックや通路の乾燥、石灰散布とハッチの日光消毒を



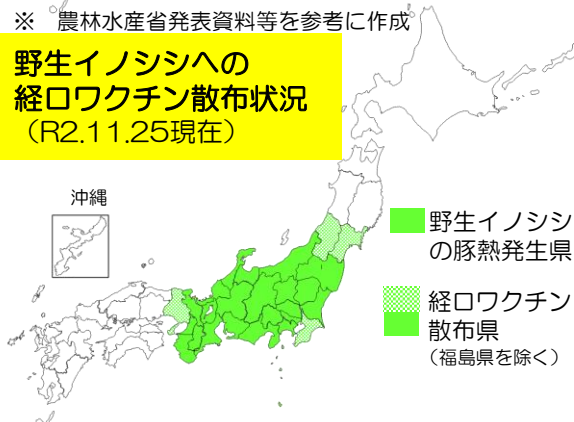
豚熱（CSF）に引き続き警戒を！！

飼養豚へのワクチン接種状況 （R2.11.25現在）



※ 農林水産省発表資料等を参考に作成

野生イノシシへの経口ワクチン散布状況 （R2.11.25現在）



国内の養豚場での豚熱発生事例は9県にのぼり、野生イノシシからの豚熱陽性事例は22都府県となっています。

昨年9月には感染の拡大を受け、予防的ワクチンの接種を開始し、現在、27都府県においてワクチン接種を実施しています。

野生イノシシでは、豚熱陽性が確認されている県および、その隣接県23都府県で、経口ワクチン散布による防疫帯を構築しています。

道内へのウイルス侵入リスクは依然として高く、十分な警戒と侵入防止のための飼養衛生管理の徹底をお願いします。



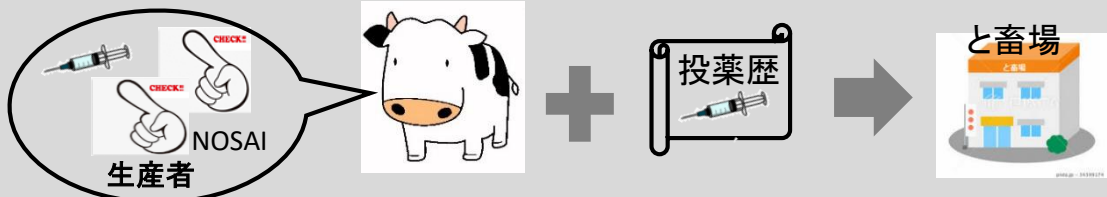


畜肉の抗菌性物質残留を防止しましょう

今年4月に続き、11月にも管内の農場からと畜場へ出荷した乳用牛が抗菌性物質の休薬期間内出荷のため、自主廃棄となりました。今年度畜肉での抗菌性物質残留は全道で釧路の2件のみです。

畜肉の場合、生乳と違って抗菌性物質検査はなく、残留した場合の損害保険ありません。そのため**消費者への被害が広範囲**に及んだり、**損害額を全額生産者が負担**となる可能性があります。特に流通してからの回収や、当該畜肉が他の畜肉と混ざった場合には、自主廃棄対象は当該牛肉を含むすべてのロットとなり、生乳の場合の損害額よりはるかに大きくなることがあります。このような事態とならないために、次の点を**必ず**守りましょう。

- ・出荷前に**薬剤の使用歴を確認**、**NOSAIにも確認**を！（ダブルチェック）
- ・と畜検査申請時に、少なくとも直近3か月の**投薬歴の記載**を！



投薬歴の申告様式は、早来食肉衛生検査所のHPにありますので参考にしてください。



病性検定におけるヨーネ病検査日程

検体受付締切日	検査実施予定	採血推奨期間
1月6日(水)	1月7日(木)	12月31日～1月6日
1月22日(金)	1月25日の週	1月16日～1月22日
2月5日(金)	2月8日の週	1月30日～2月5日
2月19日(金)	2月22日の週	2月13日～2月19日
3月5日(金)	3月8日の週	2月27日～3月5日
3月19日(金)	3月22日の週	3月13日～3月19日

日程にゆとりをもち検体を搬入してください。



留意事項

- ・**採血時に生後6ヵ月齢以上**であることを確認してください
- ・**書類は検体と一緒に提出**してください
- ・書類には**牛の個体識別番号**、**採材年月日**、**採材獣医師名**を忘れずに記載してください
- ・証明書を必要とする場合は、**血統登録証**等、**個体情報が確認**できるものを添付してください

令和2年次 監視伝染病発生状況

全国 令和2年1月～8月
道内・管内 令和2年1月～11月

法定伝染病 発生頭数	動物 種	管内	道内	全国
ヨーネ病	牛	41	665	514
アナプラズマ症	牛	0	0	1
豚熱	豚	0	0	16
ヨーネ病	めん羊	0	0	3
腐蛆病	蜜蜂	0	0	49

届出伝染病 発生頭数	動物 種	管内	道内	全国
牛ウイルス性下痢	牛	21	158	207
牛伝染性鼻気管炎	牛	0	4	9
牛伝染性リンパ腫	牛	45	690	2870
牛丘疹性口内炎	牛	0	22	23
破傷風	牛	0	5	92
サルモネラ症	牛	57	217	166
ネオスポラ症	牛	0	2	4
破傷風	馬	0	1	2
サルモネラ症	豚	0	3	302
豚丹毒	豚	0	83	1238
馬鼻肺炎	馬	0	24	30
山羊関節炎・脳炎	山羊	3	4	令和2年8月までの発生なし



牛ヨーネ病 発生継続中！

釧路管内では令和2年11月までに41頭(全道では665頭)の発生があり、11月以降は、6頭の発生がありました。(令和2年12月24日現在)

特徴1
発症までの経過が長い
(感染・排菌していても臨床症状がない期間が長い)

特徴2
間欠的に排菌する
(感染していても排菌している時としていない時がある)

特徴3
子牛期に感染しやすい



感染牛に気付かず、まん延する可能性

哺育・育成期の衛生管理が重要

日常的に牛ヨーネ病を侵入させない、広げない対策を！

感染経路を絶つ！
・経口感染(最重要!!)

感染牛の糞を口に入れない
清掃・消毒の徹底、母子分離飼育 etc...

・初乳感染
・垂直感染

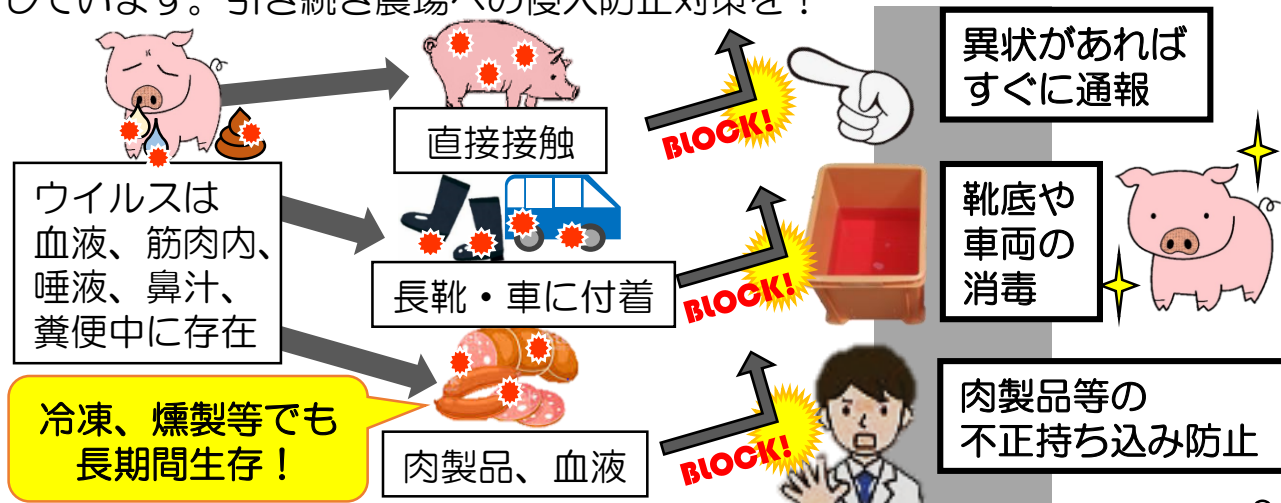
初乳はプールせず、加温して給与
60℃30分以上がめやす



アフリカ豚熱（ASF）引き続き警戒を！

韓国でも発生！感染拡大継続中！

ASFの国内での発生はありませんが、令和2年11月に韓国とミャンマーで発生しており、ドイツでは野生イノシシでの発生があるなど、海外での発生は継続しています。引き続き農場への侵入防止対策を！



口蹄疫にも警戒を！



口蹄疫も国内の発生はありませんが、令和2年5月に中国で発生があるなど、近隣諸国での発生は継続しています。

看視強化による疾病の早期発見と、飼養衛生管理の徹底をお願いします。

牛の症状

- 口唇や蹄の肢間に水疱形成
- 感染初期から唾液に多量のウイルスを排泄
- 発熱・流涎のない個体もいるので注意



豚の症状

- 強い水疱病変が発現
- 感染初期から唾液や蹄の水疱に非常に多量のウイルスを排泄



職員体制及び緊急連絡先

北海道釧路家畜保健衛生所 電話 0154-57-8775

年末年始のお休み：令和2年12月29日～令和3年1月3日

★休日・夜間の緊急連絡先：釧路総合振興局（電話0154-43-9100）

指導課		所長 次長	佐藤研志 小川英仁	予防課	
課長	神間清恵		課長	宮根和弘	
主査（薬事・安全）	村上晋一		主査（危機管理）	高木裕子	
指導専門員	林 美加		専門員 山田真喜子	獣医師 岡村真吾	
			獣医師 佃 拓磨	獣医師 互野佑香	